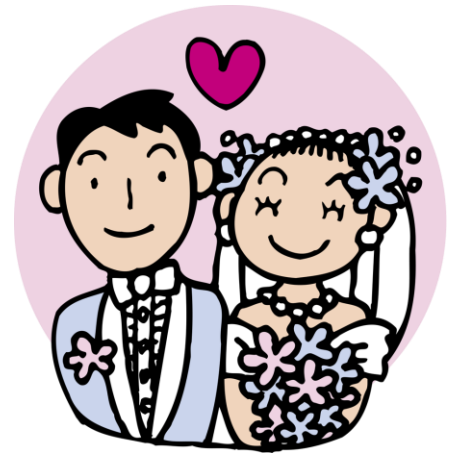


結婚相手紹介サービスに関する 消費生活相談が増えています

新型コロナウイルス感染の拡大を防止することから新しい生活様式が求められています。そのため、出会いの場が減少していることで、新たなパートナーを見つける結婚相手紹介サービス（※）を利用したトラブルの相談が多く寄せられています。



※ 結婚相手紹介サービスとは、会員同士の出会いの場を提供するサービスで、必ず自分が希望する条件に合う人が見つかる、成婚を約束するというサービスではありません。また、結婚相手紹介サービスは、特定商取引法の規制対象となっております。

相談事例

インターネット広告で見つけた結婚相談所の説明会に行った。マッチングサイトより仲人を通じたお見合い形式で相手を探したいと伝え、親身になってくれると思い約15万円の契約をした。しかし、自分の選んだコースにお見合いは含まれておらず、オプション料金で1回約2万円かかると分かった。お見合いが有料だったと知っていれば契約しなかった。解約を申し出たら「入会金、中途解約手数料などを含む10万円は返金しない」と言われた。

注意

トラブルに遭わないためのアドバイス

□契約内容を十分理解し、比較検討して事業者を選ぶ。
「必ず結婚できる」と断定的な勧誘を行う事業者とは契約をしない。

□以下の項目をよく確認し理解できるまで事業者から説明を受ける。
よくわからなければ契約しない。

- 入会金
- お見合い料
- 登録料
- 成婚料
- イベント参加の場合キャンセルはいつから、いくらかかるのか。
- やめたくなった時の解約料
- 提供されるサービスの具体的な内容、提供回数と期間、自分の希望するサービスが契約に含まれているかなど。

□中途解約時の精算など解約条件をよく確認する。

結婚相手紹介サービスは、提供期間が2か月を超え消費者が支払う金額が5万円を超えるものであれば、**クーリング・オフ**と**中途解約**ができます。



困ったときは、
消費者センターに
ご相談ください。

「消費者庁 イラスト集より」

《 出典 国民生活センター「国民生活」 》

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）